

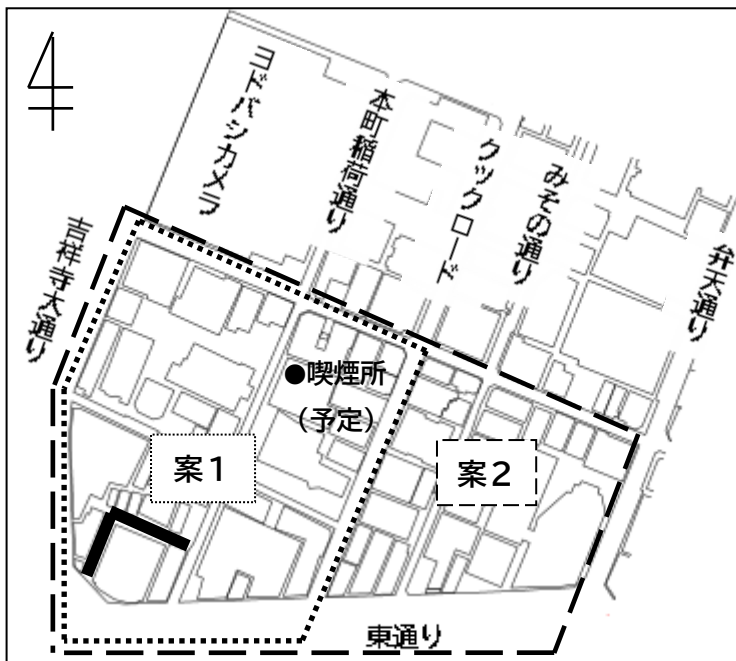
## 吉祥寺イーストエリアにおける路上禁煙地区の追加指定区域について

### 1 区域の範囲の考え方について

- ・区域の指定は喫煙の権利を制限するものであり、必要最小限の範囲とする。
- ・路上喫煙、ポイ捨てが多く発生している区域（実情）、マナー推進員及びブルーキャップ等の活動状況（実効性）を踏まえて設定する。
- ・商業地区内で範囲を設定する。

### 2 区域案について（案1、案2）

【概略図】



#### 案1 「駅前等周辺清掃の範囲」に合わせる案

吉祥寺大通り～東通り～ヨドバシカメラ南側～クックロード

- ・令和6年度よりイーストエリアに清掃範囲を拡張し、まちの美化を強化した。
- ・L字私道（喫煙、ポイ捨てが特に目立っていた場所 図中の太線部）、本町コミセン移転予定地、クックロード（ごみ散乱の苦情あり）が含まれる。

#### 案2 「勧誘行為等適正化特定地区」に合わせる案

吉祥寺大通り～東通り～ヨドバシカメラ南側～弁天通り手前（弁天通りは区域外）

- ・イーストエリアにおける勧誘行為等適正化特定地区と一致し、ブルーキャップ等が重点的に巡回している。
- ・現時点において風俗営業店舗の客引き等が目立つ東端までが含まれる。